

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>雇用保険法等の一部を改正する法律案 (雇用保険法の一部改正)</p> <p>第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十六条第一項第四号中「八分の一」を「四分の一」に改め、同条第三項第一号イ中「雇用保険率(その率が同条第五項(同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条及び第六十七条の二において同じ)」を「同条第四項に規定する雇用保険率(第三号及び第四号において単に「雇用保険率」という)に改め、同項第三号中「千分の四の率」を「徴収法第十二条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率」に、「第五項」を「次項」に改め、同項第四号中「千分の三・五の率(」を削り、「掲げる事業については、千分の四・五の率)」を「規定する二事業費充当徴収保険率」に、「第五項」を「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第一号口中「第三項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六</p>	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律案 (雇用保険法の一部改正)</p> <p>第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十六条第三項第一号イ中「雇用保険率(その率が同条第五項(同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条及び第六十七条の二において同じ)」を「同条第四項に規定する雇用保険率(第三号及び第四号において単に「雇用保険率」という)に改め、同項第三号中「千分の四の率」を「徴収法第十二条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率」に、「第五項」を「次項」に改め、同項第四号中「千分の三・五の率(」を削り、「掲げる事業については、千分の四・五の率)」を「規定する二事業費充当徴収保険率」に、「第五項」を「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第一号口中「第三項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。</p>

項を同条第五項とする。

附則第四条第一項、第五条第一項、第十条第一項及び第十一条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

〔削る〕

附則第十三条第一項中「同項第三号から第五号まで」を「同項第五号」に改め、同条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に、「第一項第三号から第五号まで」を「第一項第五号」に改める。

附則第十四条から第十四条の四までを削る。

附則第四条第一項、第五条第一項及び第十条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「に百分の八十」を「に百分の六十」に改める。

附則第十三条第一項中「から第五号まで」を「及び第五号」に改め、同条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に、「から第五号まで」を「及び第五号」に改める。

附則第十四条及び第十四条の二を削る。

附則第十四条の三第一項中「令和四年度から令和六年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、「及び第四号」を削り、「附則第十三条（同項第三号）を「前条（同号）」に、「同項（同項第三号）」を「同項（同号）」に改め、同条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に、「附則第十三条第二項」を「前条第二項」に、「から第五号まで」を「及び第五号」に、「第一項第五号」を「同号」に、「第十四条の三第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十五条中「附則第十三条」を「前条」に改め、同条を附則第十四条とする。

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第二項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める。

〔削る〕

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「第五項（第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 雇用保険率は、次の各号に掲げる率の区分に応じ、当該各号

附則第十四条の四を削る。

附則第十五条中「令和七年四月一日」を「令和九年四月一日」に改める。

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「同項第三号及び第五号」を「同項第四号及び第六号」に改め、同条第二項中「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に改める。

附則第十四条第一項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「第五項（第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 雇用保険率は、次の各号に掲げる率の区分に応じ、当該各号

に定める率を合計して得た率とする。

一 [略]

二 育児休業給付費充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による育児休業給付に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。） 千分の四

三 二事業費充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。） 千分の三・五（第一号ハに掲げる事業については、千分の四・五とし、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

第十二条第五項中「及び第五項」を「及び第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「雇用保険率を千分の十一・五から千分の十九・五まで（前項ただし書）を「失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十二まで（前項第一号）に改め、」（同項第三号に掲げる事業を除く。）を削り、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで、同号に掲げる事業については千分の十四・五から千分の二十二・五まで」を「千分の六から千分の十四まで」に改め、同条第六項中「育児休業給付率（千分の四の率を雇用保険率で除して得た率をいう。）を乗じて得た額及び当該一般保

に定める率を合計して得た率とする。

一 [略]

二 育児休業給付費充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による育児休業給付に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。） 千分の五（第八項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

三 二事業費充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。） 千分の三・五（第一号ハに掲げる事業については、千分の四・五とし、第十項又は第十一項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

第十二条第五項中「及び第五項」を「及び第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「雇用保険率を千分の十一・五から千分の十九・五まで（前項ただし書）を「失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十二まで（前項第一号）に改め、」（同項第三号に掲げる事業を除く。）を削り、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで、同号に掲げる事業については千分の十四・五から千分の二十二・五まで」を「千分の六から千分の十四まで」に改め、同条第六項中「第八項」を「第十項」に、「育児休業給付率（千分の四の率を雇用保険率で除して得た率をいう。）を

除料徴収額に二事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。）を「育児休業給付費充当徴収保険率を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額及び当該一般保険料徴収額に二事業費充当徴収保険率を雇用保険率で除して得た率（二に、「同じ」を「二事業率」という）に改め、同条第七項中「雇用保険率」を「失業等給付費等充当徴収保険率」に改め、同条第八項中「第四項第三号」を「第四項第一号ハ」に、「雇用保険率」を「二事業費充当徴収保険率」に、「その率」を「千分の三・五の率（同号ハに掲げる事業については、千分の四・五の率）」に改め、同条第九項中「雇用保険率」を「二事業費充当徴収保険率」に改め、同条第十項及び第十一項を削る。

[削る]

乗じて得た額及び当該一般保険料徴収額に二事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。）を「育児休業給付費充当徴収保険率を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額（第八項第一号において「育児休業給付費充当徴収保険料額」という。）及び当該一般保険料徴収額に二事業費充当徴収保険率を雇用保険率で除して得た率（二に、「同じ」を「二事業率」という）に改め、同条第七項中「雇用保険率」を「失業等給付費等充当徴収保険率」に改め、同条第十項及び第十一項を削り、同条第九項中「雇用保険率」を「二事業費充当徴収保険率」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項第三号」を「第四項第一号ハ」に、「雇用保険率」を「二事業費充当徴収保険率」に、「その率」を「千分の三・五の率（同号ハに掲げる事業については、千分の四・五の率）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険率を千分の四とすることができる。

一 イに掲げる額をロに掲げる額に加減した額

- イ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における雇用保険法の規定による育児休業給付の額（以下この号において「育児休業給付額」という。）及びその額を当該会計年度の前年度の育児休業給付額で除して得た率（ロにおいて「育児休業給付額変化率」という。）に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（イにおいて「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る同法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額と翌年度育児休業給付額予想額との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる育児休業給付資金に加減した額
- ロ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における育児休業給付額及び育児休業給付額変化率に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（次号において「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額

〔削る〕

附則第十条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「〔失業等給付費等充当徴収保険率の変更に關する暫定措置〕」を付し、同条中「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第一項第三号から第五号まで」を「同条第一項第四号及び第五号」に改め、「〔育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。〕」を削り、「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。

附則第十条の二を削る。

二 翌々年度育児休業給付額予想額

9) 厚生労働大臣は、前項の規定により育児休業給付費充当徴収保険率を変更するに当たつては、雇用保険法第六十一条の第七一項に規定する育児休業の取得の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る育児休業給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の育児休業給付資金を保有しつつ、雇用保険の事業（育児休業給付に係るものに限る。）に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

附則第十条の前の見出し中「雇用保険率」を「失業等給付費等充当徴収保険率」に改め、同条中「同条第六項」を「同条第五項」に改め、「〔育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。〕」を削り、「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。

附則第十条の二中「令和四年度から令和六年度」を「令和六年度から令和八年度」に、「〔育児休業給付〕」を「同法附則第十三条第一項」に、「〔介護休業給付金及び育児休業給付〕」と、並びに同条第二項」とあるのは、「同法附則第十四条の三第一項の規定による国庫の負担額並びに同条第二項」を、「同法附則第十三条第一項

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に改める。

附則第十条中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に、

「同条第一項第四号及び第五号」を「同条第一項第五号及び第六号」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条の二及び第十九条の三を削る。

附則第二十条の二第一項中「第一項第三号から第五号まで」を「第一項第五号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

の規定による国庫の負担額(介護休業給付金に係る国庫の負担額を除く)、同法附則第十四条第一項」に改める。

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第八項第一号中「第六十六条第一項第四号」を「第六十六条第一項第五号」に改める。

附則第十条中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に、

「同条第一項第三号から第五号まで」を「同条第一項第四号から第六号まで」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条の二及び第十九条の三を削る。

附則第二十条の二第一項中「から第五号まで及び」を「及び第五号並びに」に改め、同条第二項中「令和六年度」を「令和八年度」に、「から第五号まで及び」を「及び第五号並びに」に、「第十四条の三第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項中「おける」

第六条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「第六項」を「第五項」に、「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。

の下に「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第号）附則第二十六条第一項の規定により読み替えられた」を加え、「令和六年度」を「令和八年度」に、「及び第十四条の三第一項」を「改正前の雇用保険法」とあるのは「改正前の雇用保険法（以下この条において「旧雇用保険法」という。）」と、「限る。」及び「とあるのは「限る。」」と、「」に、「第十四条の三第一項並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧雇用保険法附則第十四条の四第二項」に、「同条第三項」を「旧雇用保険法附則第十四条の四第三項」に、「同法」を「旧雇用保険法」に改める。

第六条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二第一項中「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に、「第六項」を「第五項」に、「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改め、同条第二項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に、「第六項」を「第五項」に、「第六十六条第一項第五号」を「第六十六条第一項第六号」に、「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改め、同条第三項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十六条第一項第四号の改正規定並びに同法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定〔第一項第三号から第五号まで〕を「第一項第五号」に改める部分に限る。）、同法附則第十四条から第十四条の四までを削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定及び同条を同法附則第十四条とする改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定〔同条第一項第三号から第五号まで〕を「同条第一項第四号及び第五号」に改め、「育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。」を削る部分に限る。）、同法附則第十条の二を削る改正規定、同法附則第十一条の改正規定及び同法附則第十一条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第五条、第二十三条第一項、第二十五条第二項及び第三十二条の規定 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日
- 二 〔略〕
- 三 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第百一条第二項の改正

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定〔から第五号まで〕を「及び第五号」に改める部分に限る。）、同法附則第十四条及び第十四条の二を削る改正規定、同法附則第十四条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定〔第六十六条第六項〕を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。）、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定〔（育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。）〕を削る部分に限る。）、同法附則第十条の二及び第十一条の改正規定並びに同法附則第十一条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日
- 二 〔略〕
- 三 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第百一条第二項の改正

規定及び同法附則第二十条の二の改正規定（「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める部分に限る。）並びに附則第十六条第一項、第二十八条、第三十条及び第三十一条の規定 令和七年十月一日

四 第二条中雇用保険法第六条第一号、第十四条第一項及び第三項、第十六条第一項、第十七条第四項第一号、第十八条第四項並びに第十九条の改正規定、同法第三十一条第二項を削る改正規定並びに同法第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第三十七条の五第一項第二号及び第三号、第三十八条第一項第二号、第四十条第四項、第五十一条第三項、第七十四条第二項、第七十九条の二並びに附則第十一条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条第二項から第四項まで、第六条から第十五条まで、第十六条第二項及び第十七条から第二十二條までの規定 令和十年十月一日

（基本手当等の給付制限に関する経過措置）

第二条〔略〕

規定、同法附則第二十条の二第一項の改正規定（「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（「令和四年度」を「令和五年度」に改める部分、「第六項を」を「第五項を」に改める部分及び「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。）並びに附則第十七条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定 令和七年十月一日

四 第二条中雇用保険法第六条第一号、第十四条第一項及び第三項、第十六条第一項、第十七条第四項第一号、第十八条第四項並びに第十九条の改正規定、同法第三十一条第二項を削る改正規定並びに同法第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第三十七条の五第一項第二号及び第三号、第三十八条第一項第二号、第四十条第四項、第五十一条第三項、第七十四条第二項、第七十九条の二並びに附則第十一条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条第二項から第四項まで、第五条第二項、第七条から第十六条まで、第十七条第二項及び第十八条から第二十三條までの規定 令和十年十月一日

（基本手当等の給付制限に関する経過措置）

第二条〔略〕

(就業促進手当の支給に関する経過措置)

第三条 新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となった者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法第五十六条の三第一項各号に該当する者となった者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

2 受給資格に係る離職の日が附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)前である受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)が第四号施行日以後に職業に就いた場合においては、附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額を第二条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。附則第十条において同じ。)による改正後の雇用保険法(以下「第四号新雇用保険法」という。)第十六条の規定による基本手当の日額とみなして、新雇用保険法第五十六条の三の規定を適用する。

3 第四号施行日以後に職業に就いた旧高年齢受給資格者(雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格に係る離職の日が第四号施行日前である同項に規定する高年齢受給資格者をいう。附則第十二条において同じ。)に対する新雇用保険法第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号口中「基本

(就業促進手当の支給に関する経過措置)

第三条 新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となった者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法(附則第五条第一項において「旧雇用保険法」という。)第五十六条の三第一項各号に該当する者となった者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

2 受給資格に係る離職の日が附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)前である受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)が第四号施行日以後に職業に就いた場合においては、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額を第二条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。附則第十一条において同じ。)による改正後の雇用保険法(以下「第四号新雇用保険法」という。)第十六条の規定による基本手当の日額とみなして、新雇用保険法第五十六条の三の規定を適用する。

3 第四号施行日以後に職業に就いた旧高年齢受給資格者(雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格に係る離職の日が第四号施行日前である同項に規定する高年齢受給資格者をいう。附則第十三条において同じ。)に対する新雇用保険法第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号口中「基本

手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第

号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして同法附則第八条」とする。

4 第四号施行日以後に職業に就いた旧特例受給資格者（雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日が第四号施行日前である同項に規定する特例受給資格者をいう。附則第十五条において同じ。）に対する新雇用保険法第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして同法附則第八条」とする。

（教育訓練給付金の支給に関する経過措置）

第四条 「略」

〔削る〕

手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第

号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして同法附則第九条」とする。

4 第四号施行日以後に職業に就いた旧特例受給資格者（雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日が第四号施行日前である同項に規定する特例受給資格者をいう。附則第十六条において同じ。）に対する新雇用保険法第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして同法附則第九条」とする。

（教育訓練給付金の支給に関する経過措置）

第四条 「略」

（教育訓練支援給付金の支給に関する経過措置）

第五条 新雇用保険法附則第十一条の二第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する教育訓練を開始した者について適用し、施行日前に旧雇用保険法附則第十一条の二第一項に規定する

教育訓練を開始した者に対する教育訓練支援給付金については、
なお従前の例による。

2 第四号施行日から第四号新雇用保険法第十八条の規定により同
条第四項に規定する自動変更対象額が変更されるまでの間におけ
る教育訓練支援給付金の額は、第四号新雇用保険法附則第十一
条の二第三項の規定にかかわらず、附則第九条の規定によりなお従
前の例によることとされた基本手当の日額に百分の六十を乗じて
得た額とする。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第五条 [略]

2 [略]

(一般被保険者及び高年齢被保険者に関する経過措置)

第六条 [略]

(被保険者期間の計算に関する経過措置)

第七条 [略]

(基本手当の日額等に関する経過措置)

第八条 [略]

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第六条 [略]

2 [略]

(一般被保険者及び高年齢被保険者に関する経過措置)

第七条 [略]

(被保険者期間の計算に関する経過措置)

第八条 [略]

(基本手当の日額等に関する経過措置)

第九条 [略]

(賃金日額に関する経過措置)

第九条 [略]

(基本手当等の減額に関する経過措置)

第十条 第四号施行日前に行われた失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合における基本手当及び傷病手当の支給に係る第二条の規定による改正前の雇用保険法（以下この条並びに附則第十三条及び第十四条において「第四号旧雇用保険法」という。）第十九条第一項（第四号旧雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）の規定並びにこれらの手当に係る雇用保険法第十条の三の規定による未支給の手当の支給に係る第四号旧雇用保険法第三十一条第二項（第四号旧雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）及び第七十四条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

(傷病手当の日額に関する経過措置)

第十一条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額に相当する額とする。

(賃金日額に関する経過措置)

第十条 [略]

(基本手当等の減額に関する経過措置)

第十一条 第四号施行日前に行われた失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合における基本手当及び傷病手当の支給に係る第二条の規定による改正前の雇用保険法（以下この条並びに附則第十四条及び第十五条において「第四号旧雇用保険法」という。）第十九条第一項（第四号旧雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）の規定並びにこれらの手当に係る雇用保険法第十条の三の規定による未支給の手当の支給に係る第四号旧雇用保険法第三十一条第二項（第四号旧雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）及び第七十四条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

(傷病手当の日額に関する経過措置)

第十二条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額に相当する額とする。

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第十二条 旧高年齢受給資格者に対する雇用保険法第三十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして同法附則第八条」とする。

(高年齢被保険者の特例に関する経過措置)

第十三条 〔略〕

(短期雇用特例被保険者に関する経過措置)

第十四条 〔略〕

(特例一時金の額に関する経過措置)

第十五条 旧特例受給資格者に対する雇用保険法第四十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして改正法附則第

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第十三条 旧高年齢受給資格者に対する雇用保険法第三十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして同法附則第九条」とする。

(高年齢被保険者の特例に関する経過措置)

第十四条 〔略〕

(短期雇用特例被保険者に関する経過措置)

第十五条 〔略〕

(特例一時金の額に関する経過措置)

第十六条 旧特例受給資格者に対する雇用保険法第四十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして改正法附則第

八条」と、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第二条の規定（改正法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条第四項」とする。

（教育訓練休暇給付金の支給に関する経過措置）

第十六条 〔略〕

2 第三号新雇用保険法第六十条の三第一項の教育訓練休暇給付金の支給に係る同項に規定する休暇開始日が第四号施行日前である一般被保険者に対する同条第五項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同法附則第八条」とする。

（高年齢雇用継続基本給付金の額に関する経過措置）

第十七条 〔略〕

（高年齢再就職給付金の額に関する経過措置）

第十八条 旧受給資格者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）

九条」と、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第二条の規定（改正法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条第四項」とする。

（教育訓練休暇給付金の支給に関する経過措置）

第十七条 〔略〕

2 第三号新雇用保険法第六十条の三第一項の教育訓練休暇給付金の支給に係る同項に規定する休暇開始日が第四号施行日前である一般被保険者に対する同条第五項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同法附則第九条」とする。

（高年齢雇用継続基本給付金の額に関する経過措置）

第十八条 〔略〕

（高年齢再就職給付金の額に関する経過措置）

第十九条 旧受給資格者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）

第三項において「改正法」という。) 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」と、同条第三項中「読み替える」とあるのは、「第十七条第四項第一号に掲げる額(その」とあるのは「改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項第一号に掲げる額(第十七条第四項第一号に掲げる」と読み替える」とする。

(介護休業給付金の額に関する経過措置)

第十九条 雇用保険法第六十一条の四第一項の介護休業給付金の支給に係る同項に規定する介護休業を開始した日の前日が第四号施行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第号)附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第八条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定(同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の第十七条の」とする。

(育児休業給付金の額に関する経過措置)

第二十条 雇用保険法第六十一条の七第一項の育児休業給付金の支給に係る同項に規定する育児休業を開始した日の前日が第四号施

第三項において「改正法」という。) 附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」と、同条第三項中「読み替える」とあるのは、「第十七条第四項第一号に掲げる額(その」とあるのは「改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項第一号に掲げる額(第十七条第四項第一号に掲げる」と読み替える」とする。

(介護休業給付金の額に関する経過措置)

第二十条 雇用保険法第六十一条の四第一項の介護休業給付金の支給に係る同項に規定する介護休業を開始した日の前日が第四号施行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第号)附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第九条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定(同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の第十七条の」とする。

(育児休業給付金の額に関する経過措置)

第二十一条 雇用保険法第六十一条の七第一項の育児休業給付金の支給に係る同項に規定する育児休業を開始した日の前日が第四号

行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の七第六項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第七号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第八条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とする。

（出生時育児休業給付金の額に関する経過措置）

第二十一条 雇用保険法第六十一条の八第一項の出生時育児休業給付金の支給に係る同項に規定する出生時育児休業を開始した日の前日が第四号施行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の八第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第七号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第八条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とする。

（老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第二十二条 六十歳に達した日（その日において雇用保険法第六十

施行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の七第六項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第七号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第九条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とする。

（出生時育児休業給付金の額に関する経過措置）

第二十二条 雇用保険法第六十一条の八第一項の出生時育児休業給付金の支給に係る同項に規定する出生時育児休業を開始した日の前日が第四号施行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の八第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第七号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第九条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とする。

（老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第二十三条 六十歳に達した日（その日において雇用保険法第六十

一条第一項第一号に該当する場合にあつては、同号に該当しなくなった日)が第四号施行日前である被保険者に対する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の五、第十一条の六及び第十三条の六の規定の適用については、同法附則第七条の五第一項第一号中「標準報酬月額が、」とあるのは、「標準報酬月額が、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)附則第十七条の規定により読み替えて適用する」とする。

2 旧受給資格者に対する厚生年金保険法附則第七条の五、第十一条の六及び第十三条の六の規定の適用については、同法附則第七条の五第五項中「第六十一条第一項」とあるのは「雇用保険法第六十一条第一項」と、「第六十一条の二第一項の」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた」と、同法附則第十一条の六第八項及び第十三条の六第八項中「雇用保険法第六十一条の二第一項の」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた」とする。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 令和五年度において第三条の規定(附則第一条第一号

一条第一項第一号に該当する場合にあつては、同号に該当しなくなった日)が第四号施行日前である被保険者に対する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の五、第十一条の六及び第十三条の六の規定の適用については、同法附則第七条の五第一項第一号中「標準報酬月額が、」とあるのは、「標準報酬月額が、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)附則第十八条の規定により読み替えて適用する」とする。

2 旧受給資格者に対する厚生年金保険法附則第七条の五、第十一条の六及び第十三条の六の規定の適用については、同法附則第七条の五第五項中「第六十一条第一項」とあるのは「雇用保険法第六十一条第一項」と、「第六十一条の二第一項の」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた」と、同法附則第十一条の六第八項及び第十三条の六第八項中「雇用保険法第六十一条の二第一項の」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた」とする。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 令和五年度において第三条の規定(附則第一条第一号

に掲げる改正規定に限る。)による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条により読み替えて適用される労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項に規定する場合に該当することとなった場合における第三条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という。)第十二条第四項第一号に規定する失業等給付費等充当徴収保険率の変更については、なお従前の例による。

2 [略]

[削る]

[削る]

に掲げる改正規定に限る。)による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条(同法附則第十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)により読み替えて適用される労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項に規定する場合に該当することとなった場合における第三条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という。)第十二条第四項第一号に規定する失業等給付費等充当徴収保険率の変更については、なお従前の例による。

2 [略]

3 新徴収法第十二条第八項及び第九項の規定は、令和五年度以後の年度において同条第八項に規定する場合に該当することとなつた場合における同条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率の変更について適用する。

4 令和五年度についての新徴収法第十二条第八項の規定の適用については、同項第一号イ中「育児休業給付費充当徴収保険料額に」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)第三条の規定(同法附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の第十二条第六項に規定する一般保険料徴収額に同項に規定する育児休業給付率を乗じて得た額(以下この号において「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額」とい

う。)に」と、「育児休業給付費充当徴収保険料額の」とあるのは「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額の」と、同号口中「育児休業給付費充当徴収保険料額」とあるのは「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額」とする。

5) 令和六年度についての新徴収法第十二条第八項の規定の適用については、同項第一号イ中「育児休業給付費充当徴収保険料額に」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）第三条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第十二条第六項に規定する一般保険料徴収額に同項に規定する育児休業給付率を乗じて得た額（以下この号において「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額」という。）に」と、同号口中「育児休業給付費充当徴収保険料額に」とあるのは「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額に」とする。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う準備行為）

第二十五条 新徴収法第十二条第八項の規定による同条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率の変更については、厚生労働大臣は、施行日前においても、同条第八項の規定の例により、労働政策審議会の意見を聴くことができる。

〔削る〕

〔削る〕

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条〔削る〕

第六条の規定(附則第二十条の二の改正規定を除く。)による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

(検討)

第二十五条〔略〕

2 〔略〕

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第二十六条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 令和四年度及び令和五年度に係る第五条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十条の二第二項の適用については、同項中「及び第五号並びに」とあるのは「から第五号まで及び」と、「附則第十三条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十三条第一項」と、「同法」とあるのは「雇用保険法」と、「第十四条第一項」とあるのは「第十四条の三第一項」とする。

2| 第六条の規定(附則第二十条の二の改正規定を除く。)による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

(検討)

第二十七条〔略〕

2 〔略〕

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第二十八条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 〔略〕

(所得税法の一部改正)

第二十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第二十九条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

(雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 雇用保険法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)

〔略〕

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 〔略〕

(所得税法の一部改正)

第三十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第三十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

(雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二条 雇用保険法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第三十一条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための
雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）
の一部を次のように改正する。

〔略〕

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い
必要な経過措置は、政令で定める。

第三十三条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための
雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）
の一部を次のように改正する。

〔略〕

（政令への委任）

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い
必要な経過措置は、政令で定める。